

平成29年度 第1回東秩父村総合教育会議議事録

日時：平成29年4月28日(金)

13:00～13:35

場所：東秩父村役場2階 新会議室

出席者：足立理助村長

教育委員会：根岸敏夫教育長、高田長子委員、保泉真理子委員、

宮崎義明委員、田中俊哉委員、野村智事務局長

総務課：柴原正課長、江原章文主幹（事務局）

1 開 会：柴原総務課長

2 あいさつ：足立村長

3 制度説明：総合教育会議の概要について説明（事務局より）

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されました。改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、地方公共団体は総合教育会議の設置が義務付けられたこと等の説明を行う。

4 協議事項

(1) 東秩父村総合教育会議設置要綱（案）について

- ・総合教育会議の運営については、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に「必要な事項は総合教育会議が定める」とあり、この規定に基づき、「東秩父村総合教育会議設置要綱」を制定してよいか審議を求める。
- ・東秩父村総合教育会議設置要綱（案）の詳細について説明を行う。
- ・審議の結果、特に異論はなく、全会一致で制定に合意した。

(2) 東秩父村総合教育会議傍聴要領（案）について

- ・総合教育会議については、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定に「総合教育会議は、公開する」とあり、この規定に基づき、「東秩父村総合教育会議傍聴要領」を制定してよいか審議を求める。
- ・東秩父村総合教育会議傍聴要領（案）の詳細について説明を行う。
- ・審議の結果、特に異論はなく、全会一致で制定に合意した。

(3) 東秩父村教育大綱について

- ・教育行政の大綱については、市町村が教育振興基本計画を策定することにより、その施策の目標や根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけられ、市町村長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合、「大綱」を別途策定する必要がない旨の説明を行う。
- ・本村の総合振興計画は村内高校生以上の全住民を対象としたアンケート調査から策定しているものであり、その教育委員会の分野は「東秩父村教育振興基本計画」に位置づけられるものであるとの説明を行う。
- ・総合振興計画との矛盾や整合性を考慮し、その総合振興計画の教育委員会の分野を「東秩父村教育振興基本計画」とし、それをもって教育大綱としてよいか協議を求める。
- ・協議の結果、特に異論がなかったため、足立村長が「東秩父村教育振興基本計画」をもって教育大綱に代えることと判断した。

5 その他

- ・特になし

6 閉 会：柴原課長